

## 種子法廃止に伴う万全の対策を求める意見書

先の通常国会で主要農作物種子法（種子法）が廃止されました。

種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、稲・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種（奨励品種）指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域に合った優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。

種子法が廃止されたことにより、これまでの種子法に基づいた都道府県の取組みが後退することがないように予算措置の確保等、万全な対策が求められています。

併せて、種子法の廃止により、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されます。

以上のことから、下記事項が実現されますよう強く要請いたします。

### 記

- 1 都道府県の取組みが後退することのないよう予算措置等の確保を行うこと。
- 2 地域の共有財産である「種子」を民間に委ねることのないよう対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

平成 29 年 1 2 月 2 5 日

伊 那 市 議 会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
財務大臣  
農林水産大臣